

令和 6 年 7 月 8 日

お客さま各位

上田信用金庫

大口定期預金の期限前解約利率（算出方法）の変更について

平素は当金庫をご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

当金庫では、大口定期預金の中途解約時における適用利率（期限前解約利率）の算出方法を変更しますので、下記のとおりお知らせいたします。

これに伴い、関係する自由金利型定期預金規定を改定いたします。

記

1. 改定日

○令和 6 年 8 月 9 日（金）

※改定日以前に預入れされた大口定期預金若しくは自動継続された大口定期預金についても適用させていただきます。

2. 対象となる商品

○大口定期預金（自動継続含む）

3. 改定する預金規定

○自由金利型定期預金規定（大口定期預金）

○継続自由金利型定期預金規定（大口定期預金；自動継続）

4. 大口定期預金 適用する期限前解約利率の算出方法

○改定前

大口定期預金の期限前解約利率は「再調達方式」にて算出しております。

お客さまにご理解いただくには複雑な計算方法となっております。

○改定後

大口定期預金の期限前解約利率は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数および規定で定めた預入期間に応じた利率によって計算する「掛目方式」とします。お客様によりご理解いただきやすい計算方式

といたします。

※「規定で定めた預入期間に応じた利率」は、「自由金利型定期預金規定」「継続自由金利型定期預金規定」をご覧ください。

※改定前、改定後の預金規定（全文）は、当金庫ホームページ（預金規定集）に掲載しておりますのでこちらでご確認ください。

※「預入れ期間に応じた利率」と「掛目方式」による計算方法については、下表をご参照ください。

大口定期預金の期限前解約利率表（掛目方式）上田信金					
約定期間 預入期間	2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満	5年
6か月未満	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率
6か月以上1年未満	約定利率×40%	約定利率×20%	約定利率×10%	約定利率×10%	約定利率×10%
1年以上1年6か月未満	約定利率×50%	約定利率×30%	約定利率×10%	約定利率×10%	約定利率×10%
1年6か月以上2年未満	約定利率×60%	約定利率×40%	約定利率×20%	約定利率×10%	約定利率×10%
2年以上2年6か月未満		約定利率×50%	約定利率×30%	約定利率×20%	約定利率×20%
2年6か月以上3年未満		約定利率×60%	約定利率×40%	約定利率×30%	約定利率×20%
3年以上3年6か月未満			約定利率×50%	約定利率×40%	約定利率×30%
3年6か月以上4年未満			約定利率×60%	約定利率×50%	約定利率×40%
4年以上4年6か月未満				約定利率×60%	約定利率×50%
4年6か月以上5年未満				約定利率×60%	約定利率×50%
* 掛目をかけて算出した利率が解約日の普通預金利率を下回る場合は、解約日の普通預金利率により計算する。					

今後も更なるサービス向上に取り組んで参りますので、引き続きご愛顧いただきますよう心よりお願い申し上げます。

なお、ご不明な点がございましたら、お取引店へお問い合わせください。

以上

自由金利型定期預金規定（大口定期預金）

1.（預金契約の成立）

（１）当金庫は、お客様から自由金利型定期預金（以下「この預金」といいます。）に係る申込を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。

（２）この預金の預入は、１口 1,000 万円以上とします。

2.（預金の支払時期等）

この預金は、証書（通帳）記載の満期日以後に利息とともに支払います。

3.（利息）

（１）この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という）および証書（通帳）記載の利率（以下「約定利率」という。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の２年後の応当日から預入日の５年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

① 預入日から満期日の１年前の応当日までの間に到来する預入日の１年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書（通帳）記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

A 現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。

B 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

（２）この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

（３）債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めたときは、この預金は満期日前に解約できません。

（４）当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合および定期預金等共通規定第２条第２項の規定により解約する場合（以下「期限前解約利息」という。）には、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」という。）について次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切り捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払いま

す。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合には各中間払利息の合計額）と次の利率により計算した利息額との差額を清算します。

- ① 預入日の1カ月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

ア. 6か月未満	解約日における普通預金の利率
イ. 6か月以上1年未満	約定利率×40%
ウ. 1年以上1年半未満	約定利率×50%
エ. 1年半以上2年未満	約定利率×60%

- ② 預入日の2年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

ア. 6か月未満	解約日における普通預金の利率
イ. 6か月以上1年未満	約定利率×20%
ウ. 1年以上1年半未満	約定利率×30%
エ. 1年半以上2年未満	約定利率×40%
オ. 2年以上2年半未満	約定利率×50%
カ. 2年半以上3年未満	約定利率×60%

- ③ 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

ア. 6か月未満	解約日における普通預金の利率
イ. 6か月以上1年未満	約定利率×10%
ウ. 1年以上1年半未満	約定利率×10%
エ. 1年半以上2年未満	約定利率×20%
オ. 2年以上2年半未満	約定利率×30%
カ. 2年半以上3年未満	約定利率×40%
キ. 3年以上3年半未満	約定利率×50%
ク. 3年半以上4年未満	約定利率×60%

- ④ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

ア. 6か月未満	解約日における普通預金の利率
イ. 6か月以上1年未満	約定利率×10%
ウ. 1年以上1年半未満	約定利率×10%

エ. 1 年半以上 2 年未満	約定利率× 1 0 %
オ. 2 年以上 2 年半未満	約定利率× 2 0 %
カ. 2 年半以上 3 年未満	約定利率× 3 0 %
キ. 3 年以上 3 年半未満	約定利率× 4 0 %
ク. 3 年半以上 4 年未満	約定利率× 5 0 %
ケ. 4 年以上 5 年半未満	約定利率× 6 0 %

⑤ 預入日の 5 年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

ア. 6 か月未満	解約日における普通預金の利率
イ. 6 か月以上 1 年未満	約定利率× 1 0 %
ウ. 1 年以上 1 年半未満	約定利率× 1 0 %
エ. 1 年半以上 2 年未満	約定利率× 1 0 %
オ. 2 年以上 2 年半未満	約定利率× 2 0 %
カ. 2 年半以上 3 年未満	約定利率× 2 0 %
キ. 3 年以上 3 年半未満	約定利率× 3 0 %
ク. 3 年半以上 4 年未満	約定利率× 4 0 %
ケ. 4 年以上 5 年未満	約定利率× 5 0 %

上記①～⑤で算出された解約利息≤普通預金利率のときは、普通預金利率を適用します。

(5) この預金の付利単位は 1 円とし、1 年を 365 日として日割で計算します。

4. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢等諸般の状況変更その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更できるものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

この他、「定期預金共通規定」を参照してください。

以上

(R6.8.9 改定)

継続自由金利型定期預金規定（大口定期預金）

1.（預金契約の成立）

- （1）当金庫は、お客様から自動継続自由金利型定期預金（以下「この預金」といいます。）に係る申込を受け、当金庫がこれを承諾したときは、この預金に係る契約が成立するものとします。
- （2）この預金の預入れは1口1,000万円以上とします。

2.（自動継続）

- （1）この預金は、証書（通帳）記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- （2）この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫の店頭に掲示する利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- （3）継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

3.（利息）

- （1）この預金の利息は、預入日（継続したときはその継続日。以下、2.（1）において同じです。）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書（通帳）記載の利率（継続後の預金については前記2条2項の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは、次によります。

- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書（通帳）記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として各中間利払日に支払います。
 - ② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は、満期日に支払います。
- （2）この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。
 - ① 預入日の1カ月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金する

か、または満期日に元金に組入れて継続します。

- ② 預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は中間利払日に指定口座へ入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
- ③ 利息を指定口座に入金できず、現金で受取る場合には、当金庫所定の 払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書(通帳)とともに、提出してください。
- (3) 継続を停止した場合のこの預金の利息(中間払利息を除きます。)は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。
- (4) 債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めたときは、この預金は満期日前に解約できません。
- (5) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合など、満期日前に解約する場合および定期預金等共通規定第2条第2項の規定により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日(継続したときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数(以下「預入日数」という。)について、次の預入期間に応じた利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と 次の利率により計算した利息額との差額を清算します。

- ① 預入日の1カ月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

ア. 6か月未満	解約日における普通預金の利率
イ. 6か月以上1年未満	約定利率×40%
ウ. 1年以上1年半未満	約定利率×50%
エ. 1年半以上2年未満	約定利率×60%

- ② 預入日の2年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

ア. 6か月未満	解約日における普通預金の利率
イ. 6か月以上1年未満	約定利率×20%
ウ. 1年以上1年半未満	約定利率×30%
エ. 1年半以上2年未満	約定利率×40%
オ. 2年以上2年半未満	約定利率×50%
カ. 2年半以上3年未満	約定利率×60%

- ③ 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

ア. 6か月未満	解約日における普通預金の利率
イ. 6か月以上1年未満	約定利率×10%
ウ. 1年以上1年半未満	約定利率×10%
エ. 1年半以上2年未満	約定利率×20%
オ. 2年以上2年半未満	約定利率×30%
カ. 2年半以上3年未満	約定利率×40%
キ. 3年以上3年半未満	約定利率×50%
ク. 3年半以上4年未満	約定利率×60%

- ④ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

ア. 6か月未満	解約日における普通預金の利率
イ. 6か月以上1年未満	約定利率×10%
ウ. 1年以上1年半未満	約定利率×10%
エ. 1年半以上2年未満	約定利率×10%
オ. 2年以上2年半未満	約定利率×20%
カ. 2年半以上3年未満	約定利率×30%
キ. 3年以上3年半未満	約定利率×40%
ク. 3年半以上4年未満	約定利率×50%
ケ. 4年以上5年未満	約定利率×60%

- ⑤ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

ア. 6か月未満	解約日における普通預金の利率
イ. 6か月以上1年未満	約定利率×10%
ウ. 1年以上1年半未満	約定利率×10%
エ. 1年半以上2年未満	約定利率×10%
オ. 2年以上2年半未満	約定利率×20%
カ. 2年半以上3年未満	約定利率×20%
キ. 3年以上3年半未満	約定利率×30%
ク. 3年半以上4年未満	約定利率×40%
ケ. 4年以上5年未満	約定利率×50%

上記①～⑤で算出された解約利息≤普通預金利率のときは、普通預金利率を適用し

ます。

(6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (規定の変更)

(1) この規定の各条項は、金融情勢等諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更するものとします。

(2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。

(3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

この他、「定期預金共通規定」を参照ください。

以上

(R6.8.9 改定)